

## 日本昆虫学会ウェブサイト管理のための細則

1. 電子化推進委員会規程に基づき、日本昆虫学会ウェブサイト（以下、ウェブサイト）を適切に管理・運営する目的で、この細則を設ける。
2. ウェブサイト管理のワーキンググループ（以下、ワーキンググループ）は、電子化推進委員会規程に則って構成され、ウェブサイトの編集業務を行う。
3. ウェブサイトの体裁は電子化推進委員会において決定し、ワーキンググループが業務を遂行する。文責は以下に定める原稿の提供者が負う。
4. 「ウェブサイト原稿の提供者」とは、会則第 13 条に定める役員および、自然保護委員長、日本の昆虫編集委員長、将来問題検討委員長、電子化推進委員長、日本昆虫目録編集委員長、支部幹事の役職とするが、電子化推進委員会が必要と認めた場合はそれ以外の者も原稿を掲載できる。
5. ウェブサイト原稿の提供者は、掲載が必要と判断した情報を、e-mail でウェブサイト管理のワーキンググループ宛送付する。また、不要となった情報を消去するための依頼をワーキンググループ宛に e-mail で送る。原稿の内容について会員・非会員から問い合わせがあった場合は、原稿の提供者が責任をもって対応する。
6. ただし、支部幹事や大会会長が独自のウェブサイトを開設し、そこに必要な情報を提示する場合は、昆虫学会のウェブサイトからリンクさせるので、ワーキンググループ宛に原稿を送付する必要はない。独自開設のウェブサイトの体裁については、電子化推進委員会は責任を負わない。
7. どのような情報が掲載に値するかは、上で規定した「ウェブサイト原稿の提供者」の判断にゆだねる。ただし、電子化推進委員会およびワーキンググループは必要と思われる情報が掲示されない場合、また情報の更新がなされない場合は、当該の役職に原稿を依頼・督促することができる。
8. ウェブサイト上で誤字・誤記が見いだされた場合には、原稿の提供者またはワーキンググループに連絡し、双方は協議の上、速やかに修正する。
9. 原稿の内容や掲載・不掲載についてのトラブルが原稿の提供者とワーキンググループの間で生じた場合には、電子化推進委員会が調停する。
10. 電子化推進委員会はウェブサイトが適切に機能しているかどうかをチェックし、必要があればワーキンググループや原稿の提供者に対し改善を要求できる。また、必要な原稿の依頼、リンクさせる他のウェブサイトの選定、その他、ウェブサイトにかかわる問題を審議し、必要な措置をとる。
11. ウェブサイトの運営管理は委員長が責任を負うが、その掲載内容に関する最終責任は会長にある。

付則 本細則は 1999 年 9 月 23 日から施行する。

2015 年 7 月 1 日一部改正